



2026.8.1 No.238 8・9月号

くらしの情報とやま



トピックス P2 点検商法やレスキュー商法のトラブルに注意

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

突然業者が来訪し、「無料で屋根の点検をしてあげる」と言われ、依頼したのですが・・・。

相

突然来訪した業者に、「瓦がずれている。無料で点検してあげる」と言われ依頼しました。点検後、「修理が必要。80万円かかるが、特別に50万円にしてあげる」と言われましたが、不審に思い、契約は保留しました。今後の対処法は？（70代 男性）

談

回

答

悪質な業者は点検後に不安をあり、巧みなトークで契約させようとします。屋根工事は高額な契約になることも多く、工事内容がわかりにくいものです。すぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう。

【トラブル防止のためのチェックポイント】

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させない。
- 点検後、「このままだと瓦が飛んで近所の人にも迷惑がかかる」等と不安をあおられてもすぐに契約せず、複数社から見積りを取るなど、十分に検討する。
- 見積書の内容に不明な点がある場合には、納得のいくまで業者に確認する。
- 「この場で契約するなら特別に安くする」、「保険金を利用できる」というトークには気を付ける。
- いったん契約しても、クーリング・オフや契約の取消しができる場合もあります。



万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン局番なし「188（いやや）」で、お近くの相談窓口につながります。

注意喚起！

ひと手間で！事故も熱中症も未然防止！

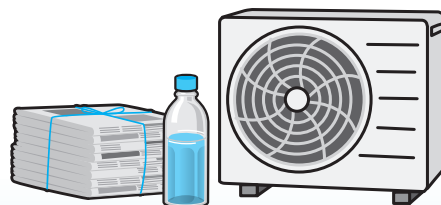
近年、夏の猛暑は常態化し、今年は気象庁が「酷暑日（最高気温40℃以上の日）」を定めるなど、命の危険を伴う気温の上昇が生じています。

熱中症対策としてエアコンの重要性がますます高まる一方で、毎年エアコンに関係する事故が通知されており、その多くは“製品に起因しない”事故です。調査

が完了した252件の事故のうち、約6割は外部からの延焼等「製品に起因しない」事故ですが、エアコン室外機の周辺環境や使用方法に注意することで、防ぐことができた事例もあります。エアコンの使用環境の確認を行い、安心してこの夏を過ごしてください。

【エアコンの気をつけるポイント】

- 室外機の上や前後など周辺に物を置いていないか。
 - ☒ 水の入ったペットボトルを置いていないか
 - ☒ 段ボール、新聞、雑誌、ごみなどを近くに置いていないか
 - ☒ 灰皿置き場として使用していないか
- エアコンの取り付け・取り外し・修理といった工事や作業は、販売店やメーカーに相談し、専門の知識や資格を有する業者に依頼する。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000161571.pdf>

住宅設備の点検商法トラブル

水回りや害虫駆除など

レスキュー商法

にご注意ください

事 例

1

見知らぬ業者から自宅の電話に「給湯器の点検をさせて欲しい」と連絡があり、数か月前に交換した給湯器の定期点検だと思い、来てもらった。

点検後「ホースが古いので交換した方がよい」と言われ、翌月修理をしてもらう契約をしたが、3か月前に給湯器の取替工事をした業者に確認すると、不要な修理である事が分かった。

2

台所の蛇口から水漏れがあり、ネット広告を見て業者に依頼。

業者は「蛇口の交換だけでは直らないので、壁を壊して水道管を見る必要がある」と工事を始め、水道管2本の交換を含めた総額約300万円の見積書と振込先を渡された。

すぐに銀行でお金を振り込もうとしたら家族に止められた。

3

トイレが詰まり、ネットで探した業者に依頼。業者から「トイレットペーパーの除去だけなら1万円だが、直らなければ便器を外すので5万円かかる」と言われた。

業者が吸引しても詰まりは解消せず、便器を外して調べたところ、深い箇所です異物などが詰まっていると言われ、取り除いて詰まりが解消した。

高額な契約書を提示されたが、現金払いなら値引きすると言われ、30万円を払った。詳しい説明もなく請求され納得できない。

アドバイス

- ☑ 工事はすぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして検討しましょう。
- ☑ チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう
- ☑ 事業者の説明をうのみにせず、必要がない工事はきっぱり断りましょう
- ☑ 高額な請求、作業内容に納得できない場合は、その場で支払わないようにしましょう
- ☑ クーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは早めにお住まいの消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）

巧妙化する定期購入のトラブルにご注意

事例

定期購入に関する相談が依然として多く寄せられています

- 1 「定期縛りなし」とあった化粧クリームを注文したのに2回目が届き、定期購入だと気づいた。
- 2 ネットで化粧クリームを注文。その後、同じ業者から注文した覚えのない健康食品と払込票が届き、今後も定期的に届くようだ。
- 3 SNS広告でシャンプーを定期購入したが、すでに10本以上たまっている。サイトの問合せフォームから解約申請したが返信なく、商品が届いている。

アドバイス

- ✓ **「定期縛りなし」「回数縛りなし」と書かれていても定期購入の契約かもしれません**
「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（「いつでも解約できる定期購入」）である可能性があります。
- ✓ **契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう**
購入する際、“さらにお得”“今だけ使えるクーポン”など、高額な商品や、関連商品の追加購入を案内されるケースもあります。「お得」「今だけ」などに惑わされず、本当にその商品・数量・コースが必要か納得してから購入しましょう。
- ✓ **注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう**
SNS等の広告だけではなく、注文する際に「最終確認画面（契約の申込みが完了する画面）」で、定期購入の条件や、最低購入回数の指定、2回目以降の購入や解約の条件を確認しましょう。
- ✓ **契約条件に関する記載はスクリーンショット等で必ず保存しましょう**
「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。
やり取りした事業者からのメール等も保存しましょう。

令和8年度富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「令和8年度富山県消費者大会」を開催します。是非ご来場ください。

- 日時 令和8年10月15日(木) 13:15～16:00(予定)
- 会場 富山県民共生センター(サンフォルテ:富山市湊入船町6-7)2階ホールほか
- 内容 消費者トラブルや環境に配慮した消費生活等に関する講演、くらしの安心ネットとやま活動展示、消費生活研究グループ作品展示・活動発表 など

受講無料

令和8年度 消費者カレッジを開催します

一部オンラインでも受講可能

富山県民共生センターサンフォルテ（富山市湊入船町6-7） 共用会議室

回	日 時 (予定)	内 容 (仮)
1	10/15(木) 14:30~16:00	・環境のことを考えた消費生活 消費生活アドバイザー 本多 洋治 氏
2	10/16(金) 17:30~20:00	・親子で考える資産の話、親と子のiDeCo NISA 設計図 J-FLEC 専任講師【オンライン出演】 ・インターネット広告と消費者トラブル 弁護士 上田 孝治 氏
3	11/7(土) 14:00~17:00	・中古車購入時のトラブルと対処法 (一社)自動車公正取引協議会 職員【オンライン出演】 ・賃貸住宅への入居(契約)から退去まで (一財)不動産適正取引推進機構 職員【オンライン出演】
4	11/14(土) 14:00~16:30	・クーリング・オフだけじゃない、契約をやめる法律の話 弁護士 ・学校教育における消費者教育の可能性 ～闇バイトから子供を守るための情報モラル教育～ 山梨大学 准教授 稲垣 俊介 氏【オンライン出演】

◆申込方法 電子申請又は所定の申込書記入後、FAX 若しくは郵送にてお申込みいただけます。

※本プログラムは現在の予定であり、時間・演題等が変更となることがあります。

詳細は、今後掲載する富山県消費生活センターのホームページにてご確認ください。

(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター（CiCビル内）

..... ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-1374(直)

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活環境課 ☎0766-67-1760(代)

南砺市消費生活センター..... ☎0763-23-2037

射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(代)

上市町 町民課 ☎076-472-2315(直)

立山町 住民課 ☎076-462-9963

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(代)

朝日町 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター〈県東部にお住まいの方〉

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

【開所時間】月曜・水～金曜 8:30～17:00

火曜 8:30～19:00

※但し、偶数月：第1・2週、奇数月：第2週の延長相談は電話のみ

土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

◆富山県消費生活センター高岡支所〈県西部にお住まいの方〉

高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）

消費者相談、消費者金融・多重債務相談

..... ☎0766-25-2777

【開所時間】月曜～金曜 8:30～17:00

土曜・日曜・祝日・年末年始は休み

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

..... ☎076-432-5690

【開所時間】土曜 9:00～15:00

土曜日が祝日・年末年始の場合は休み

消費者ホットライン 局番なし ☎188(いやや!)

最寄りの市町村の消費生活相談窓口や県消費生活センターにつながります。

受付時間は、相談窓口ごとに異なります。

県消費生活センターの電子申請による相談受けはこちらから⇒

